

令和6年度事業計画書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

【基本方針】

令和5年3月8日に改訂した「第2次中期経営計画【改訂版】」で示した経営方針を踏まえ、令和6年度は以下の基本方針に基づき事業を実施する。

1. 運営体制

資産管理については、これまで続いていた低金利環境から変化し、長期金利の上昇傾向にあることから、金融情勢を注視しながら新規債券購入等による効率的な収入の確保に努めるとともに、引き続き外部資金の活用について継続的に取り組む。

また、学力対策資金積立金の活用により、地域学力向上支援事業の助成額を確保する。

組織については、嘱託職員の処遇改善と併せて、無期雇用職員の設置による基幹的業務を担う人材の定着化を図り、事務の質と継続性の確保に取り組む。

また、協会内外において地域づくりをリードする人材育成を兼ねた事業運営・研修等の充実を図るほか、引き続き地域づくりの豊富な知識・経験を有するアドバイザーを配置し、伴走支援による地域づくり団体の育成に取り組む。

2. 実施事業

実施事業については、沖縄県地域振興協会事業調査委員会の答申及び市町村の意向等を踏まえ、地域のニーズや協会の財政状況等を考慮して事業を行うこととし、市町村や助成団体等との協力のもと、成果を意識した助成事業の推進に努めるとともに、事業を通して市町村、地域づくり団体、大学・研究機関等との連携を進めながら、当協会の目的である沖縄県の地域振興及び文化の高揚を図る公益目的事業を実施する。

また、地域振興のリーディングセンターとしての機能強化に向けて、琉球大学との連携による人材育成プログラム受講による知識等の修得と地域課題解決の取組等を通じた地域人材の育成を目的とする事業を実施する。併せて、引き続き地域づくり団体やその支援団体の連携体制構築や情報発信等を行う事業を実施する。

また、外部資金活用の一環として、休眠預金等活用事業による高齢者や認知症の方の誰もが住みやすいまちをつくる魅力的な地域社会の創出を図る課題解決型事業を実施する。

【事業計画】

< 公益目的事業 >

1. 市町村等振興助成事業

・ 地域振興事業

地域の特性を生かした個性豊かな地域づくりを促進することによって、住民の健康で文化的な生活の確保に資するため、土地関係等事案に係る被害者等の援助事業の一環として、市町村等が行う地域振興事業に要する経費で、下表の事業に対し助成する事業である。

令和6年度は、市町村等に対して助成金9,083万9,000円を交付し、市町村レベルでの効果検証を行なながら事業展開を図るP D C Aサイクルの導入を継続するとともに、様々な課題や成果を協会及び市町村担当者間で共有し、より良い方向での事業展開を図る。

| 事業名 | 助成率等 |
|--|--|
| ① 地域活性化推進事業 ② 地域産業振興事業 ③ 地域環境保全推進事業 ④ 地域文化振興事業 ⑤ 地域国際交流推進事業 ⑥ 地域情報化推進事業 | ・助成率 経費の80%以内 ・助成限度額 150万円 |
| ⑦ 地域学力向上支援事業 | ・助成率 80% ・助成限度額 市町村の人口規模による (60万円～180万円) |

2. 地域活性化助成事業

地域活性化助成事業は、自治会やNPO等（以下「地域づくり団体」という。）を対象に、地域の振興及び活性化を目的として、地域づくりの担い手となる人材の育成及び地域づくりに関する情報の共有、活用等を図るための事業を公募し、地域づくり団体等から応募されたものの中から所定の審査を経て選定された事業に対し、経費の90%以内で30万円を限度に助成する事業である。

令和6年度は、約30件に対し助成金900万円を交付するとともに、助成を受けた団体の中から特に活動が優良な団体を表彰する。

3. コミュニティ活動促進事業

地域住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すため、市町村又は市町村が認めるコミュニティ組織が、コミュニティ活動に直接必要な備品の購入等に対し、応募されたものの中から所定の審査を経て選定された事業に対し、経費の90%以内で50万円を限度に助成する事業である。

令和6年度は、5件に対し助成金250万円を交付する。

4. 地域振興研究助成事業

沖縄県における地域振興及び文化の高揚に寄与する調査研究を自主的に行う県内の研究機関が行う政策提案型の研究に対し助成する事業で、調査研究経費の90%以内で50万円を限度に助成するものである。

令和6年度は、研究成果が良好な研究について継続助成することとし、所定の審査を経て選定された研究3件に対し、助成金150万円を交付する。

5. 地域づくりイノベーションプラットフォーム構築事業

先導的な地域づくり活動の横展開や交流等を促進する仕組み構築のため、市町村、地域づくり団体及びそれを支援する団体を相互に繋ぎ、情報の発信や共有等を図るプラットフォームを構築し、県内の地域づくり活動を支援する事業である。

令和6年度は、地域づくり団体やその支援団体等の情報交換の場として専用ホームページの充実や助成金を活用した地域づくり活動を行う団体の連携体制の拡充等に取り組む。

6. 地域人材育成・課題解決支援事業

地域の課題解決への取組等を通して地域づくりをリードする人材の育成・確保を図るために、自治体職員や地域づくり団体構成員を対象に、1年度目は包括的連携協定を結ぶ琉球大学が開設する人材育成プログラム受講料及び旅費交通費に係る対象経費の35万円を限度に助成することを通して地域づくり活動に必要な知識等の修得を図り、2年度目は実践編として1年度目のプログラム修了者が企画立案した地域の課題解決事業について所定の審査を経て選定された事業に対し、地域づくり団体30万円、自治体100万円を限度に助成及び伴走支援をする事業である。

令和6年度は、約5件に対し助成金184万2,000円を交付する。

7. 認知症の方々も安心・安全な外出を担保できるまちづくり事業（休眠預金等活用事業）

外部資金活用の一環として、（一財）日本民間公益活動連携機構（略称「JANPIA」）が公募・助成する休眠預金等活用事業における資金分配団体として行う事業である。

3年目である令和6年度は、（公財）みらいファンド沖縄とのコンソーシアム協定による運営の下、高齢者や認知症の方の誰もが住みやすいまちをつくる魅力的な地域社会の創出を図る課題解決型事業に係る民間5団体に対し、主に行政との連携支援に取り組む。